

令和5年度 事業計画

1. 基本方針

昨年度中も、新型コロナウイルスの猛威の中、就業等にご苦労ご協力いただいております。そして、新たな変異株もある中昨年度末から5回目新型コロナワクチン接種が行われております。政府は、5月上旬に感染症法上の位置付けを2類から5類へ引き下げ、マスク着用については、屋内外とも本人の判断に委ねる方針です。当シルバーとしては、今まで3密（密閉空間・密集場所・密接場所）の回避やマスク等の着用を実施してまいりました。会員（高齢者）の健康上のケアや発注者・周辺の皆様への配慮等を考慮し、当分の間マスク着用での就業をお願いし、今年度も町をはじめ町民各位のご理解並びに各関係機関のご指導とご支援を受けながら、より一層信頼される桑折町シルバー人材センターを目指して会員と役職員が一体となり事業を進めてまいります。

当シルバー人材センター事業の受託事業について、31年度は派遣事業に切り替わった業種が半減し、令和2年度は新型コロナウイルスの影響や景気の落ち込みにより若干の就業減が見受けられ、3年度・4年度も同様でした。また、派遣事業については、2・3年度のように新型コロナウイルスの影響により一時的休業する箇所等はなく、請負から派遣へ切り替わる箇所もあり、4年度は増収益になりました。5年度も新型コロナウイルスが終息へ向かえば増収益に繋がるものと思います。そのためには、会員増が不可欠で、4年度末の会員数は138名（前年度150名）となり全国シルバーと同様に年々減少傾向にあります。全国のシルバー人材センターにおいて、「会員100万人計画」が進められている中、当シルバー人材センターとしても、就業開拓推進委員会や会員の皆様にもご協力を賜り、会員増に向け社会参加を積極的に勧めてまいります。また、少子高齢化が進む中、働く意欲と能力のある高齢者の労働参加を促し、社会保障の担い手拡大を図ります。企業では、就業保存（70歳）に努める高年齢者雇用安定法等の実施により、新会員の多くは加入年齢70歳前後になっていくものと想定しております。入会者年齢が高くなる中、町民の皆様方のご要望の多い、果樹作業・除草作業・屋内外の軽作業等の就業会員の確保が最も急務となりますので、就業機会の拡大と併せて会員の確保に一丸となって取り組んでまいります。

シルバー人材センターは、利用者をはじめ、地域の皆様に愛され親しまれる団体として、広く利用されることを目的としております。桑折町も高齢者世帯やひとり暮らしの家庭が増加していることから、シルバー人材センターが手助け出来ることや小さな困りごとなどを発掘し、積極的に町民の皆様のためになる事業を行なっていきたいと思います。そして、シルバー人材センターの基本理念である「自主・自立・共働・共助」の普及啓発を行い町民の方々の手足となれるよう努力してまいります。

2. 実施目標

	令和5年度事業目標	令和4年度事業目標
会員数	175人	(175人)
受注件数	800件	(900件)
就業延人数	15,000人日	(18,000人日)
契約高	35,000千円	(40,000千円)
就業率	95.0%	(95.0%)

3. 重点事項

- (1) 会員数の拡充と会員資質の更なる向上及び普及啓発活動の推進
- (2) 安全就業の推進
- (3) 適正就業の推進
- (4) 家事援助サービスの推進
- (5) 地域社会へのボランティア活動推進
- (6) 労働者派遣事業の推進

4. 実施計画

(1) 会員数の拡充と会員資質の更なる向上及び普及啓発活動の推進

シルバー人材センター事業を更に活性化するためには、会員数（特に女性会員）の拡充が重要であります。

「就業開拓推進委員会」が中心となり会員をはじめ役職員が積極的に入会の啓発活動を行います。

このことを実現するためにシルバー広報紙「うぶがさわ」への掲載、町広報紙への掲載依頼、会員募集チラシ等の配布の活用をすると共に会員による「一人一仕事開拓」及び「一人一会員入会」を進める等会員増強に一層の努力をします。

また、発注者から評価される仕事を行うため、会員の技能・知識等の資質向上を目指し各種講習会を実施します。

(2) 安全就業の推進

安全は、すべてに優先する重要な課題であり、あらゆる機会を捉えて会員に安全就業を啓発するとともに、事故を未然に防止するため安全適正就業推進委員会が作業現場を巡回して安全就業を徹底するとともに、会員自らが健康管理を行い、自分自身で健康を維持する意識の高揚を図っていきます。

また、交通事故防止のため交通安全教室を開催するなど、交通安全に対する意識も高めていきます。そして、就業中の事故に対する安全教育等の

講習会も積極的に参加します。

(3) 適正就業の推進

センターでの就業は、「常用雇用になじまない、臨時的かつ短期的及び軽易な業務」とされています。生計の維持を目的とした本格的な就業ではなく、連続的又は断続的なおおむね10日程度以内、週20時間を超えない就業とされています。また、契約形態は、請負契約を基本としているため、発注者から直接指揮命令を受けて働くものではありません。また、同一会員が長期にわたって同一事業所で就業を続けていることなどは「雇用労働」とみなされる可能性があるため、センターで取り扱う仕事としてふさわしくないとされています。今後ともワークシェアリングやローテーション就業を進め、適正就業を推進していきます。

(4) 家事援助サービス等事業の推進

少子高齢化が急速に進む中、高齢者世帯や一人暮らしの家庭、老人福祉施設等から家族の見守り、入居者の見守りなどの家事援助等を求める声が多くなってきており、要望に応じた家事援助サービス等を推進します。

(5) 地域社会へのボランティア活動の推進

会員の共働・共助の意識の高揚を図るとともに、地域社会への感謝の意を込めて、シルバーの日（10月15日）等を活用し、公共施設等の除草、清掃等の奉仕活動及び児童館での子育て支援ボランティア活動、災害時の緊急ボランティア活動を推進します。

- ① 伊達朝宗公墓所の除草・清掃作業
- ② 公共施設及び町内史跡・公園等の環境美化
- ③ 児童館での子育て支援ボランティア活動
- ④ 災害時のボランティア活動

(6) 労働者派遣事業の推進

労働者派遣事業の実施については、今後も桑折町及び各企業へ積極的に要望してまいります。本事業導入については、平成29年度末では、1件の派遣事業に留まっている状況でありましたが、令和4年度末においての派遣先は、請負から切り替えた派遣事業を含め、合計30件になります。

令和2年4月から労働者派遣法（同一労働同一賃金）が施行され、就業先においては少なくなる箇所もでてきますが、派遣事業に切り替わる就業もでてきておりますので、今後も既存契約の更新や新規受注には、派遣事業への切り替えを積極的に推進していきます。